

助産師の規則と業務規範

United Kingdom Central Council for Nursing, Midwifery and Health Visiting (UKCC)
(英国看護・助産・訪問介護中央評議会)

業務基準よって一般の人々を保護する

P4

UKCCにより作成、国務大臣に認証された助産師の規則

United Kingdom Central Council for Nursing, Midwifery and Health Visiting (UKCC)
(英国看護・助産・訪問介護中央評議会)は Nurses, Midwives and Health Visitors Act (看護師・助産師・訪問介護士法) の 14 項(1)および 19 項(1)により与えられた権限と、UKCC の Midwifery Committee (助産師委員会)、the National boards (国家委員会) およびこれらの規則に影響を受けると思われる人々の団体の代表たちによる協議を経て同法の 4 項(2)と 19 項(3)により与えられたその他すべての権限を行使するに当たり、ここに次のような規則を定めた。これらの規則は Nurses, Midwives and Health Visitors Rules (Midwives Amendment) 1998 [看護師・助産師・訪問介護士規則 (助産師部分修正) 1998 年度] として引用されるかも知れない。これらの規則の中で、文脈に合わない場合を除き、基本ルールは Nurses, Midwives and Health Visitors Rules 1983 (看護師・助産師・訪問介護士規則 1983 年度) を意味する。

P5

目次

題目	ページ
基本ルール	
注釈	
法令参照文献	
助産師の規則	
解釈	

A 節

教育規則

登録簿の第 10 部に登録するための助産師教育

履修資格年齢

必須履修科目

教育課程

休学

登録簿第 10 部に登録資格を得るための教育課程の成果

学籍名簿

試験

暫定規定

B 節

業務規則

就業意志の届け出

再教育コース

地域の監督当局による業務の停止

健康診断を受ける義務

業務の責任と範囲

鎮痛剤の投与およびその他の方法による鎮痛処置

記録

院内および設備の検査

監督助産師

地域の監督当局による制定法上の職務の履行

P6

はじめに

United Kingdom Central Council for Nursing, Midwifery and Health Visiting (UKCC) (英国看護・助産・訪問介護中央評議会) によって定められた規則は法令 (SIs) という形で表され、変遷や発展に伴いこれまでに修正する必要があった。ここでは修正されたものは脚注用の小さな文字を付けて参照されている。主な参考文献は以下の通りである。

1. 廃止された Nurses, Midwives and Health Visitors Rules (看護師・助産師・訪問介護士規則) の 1983 年度 No 873 の第 5 部。しかし、これは基本ルールとしても知られているので、この法令文書における第 5 部の引用や解釈は助産師の規則の中に今も残っている。助産師規則の番号は基本ルールの第 4 部に続く規則 27 から始まる。

2 から 8 はそのまま引用

この文書は、助産師の教育と業務に関する規則をまとめ、全ての助産師が関係する法令を参照しやすいようにしたものである。助産師の規則は UKCC によって承認、作成されており、National boards for Nursing, Midwifery and Health Visiting (英国看護・助産・訪問介護委員会) および専門家の代表者たちとの協議を経て、UKCC の Midwifery Committee (助産師委員会) の [Nurses, Midwives and Health Visitors Act 1997 (看護師・助産師・訪問介護士法 1997 年度) の 4(2) 項にあるように] 励告に従って立案されている。助産師の規則は英国の全ての地域で業務する就業助産師に適用される。

P7

基本ルール

これらの規則の中では文脈に合わない場合を除き、基本ルールは Nurses, Midwives and Health Visitors Rules (看護師・助産師・訪問介護士規則) 1983 を意味する。

注釈

これらの規則は、United Kingdom Central Council for Nursing, Midwifery and Health Visiting (UKCC・英国看護・助産・訪問介護中央評議会) によって作成され、承認されたものであるが、助産師養成および業務について Nurses, Midwives and Health Visitors Rules (Midwives Amendment) 1983 [看護師・助産師・訪問介護士規則 (助産部分修正) 1983 年度] を更に修正している。

これらの規則の目的に合せて緊急事態の定義が改訂され、またウェールズ語での免許でも（英語の代わりとして）養成に参加できるようになっている。また、これらの規則は、助産業務の責任と業務範囲、監督助産師になるための準備と最新技術の修得、投薬などの鎮痛療法についての新たな条項の代替となる。

- ⑧ 助産録及び助産ケアの実践過程が記録され、保管されている。
 - ⑨ 助産ケアに関する記録は、評価のために、また、ケアの改善のために活用されている。
 - ⑩ 記録は、女性や家族の要請に基づき開示されている。
 - ⑪ 助産記録は、提供された助産ケアの要約が明らかにされている。
 - ⑫ 助産ケアの計画は、女性及び家族と共に計画され、記録されている。
 - ⑬ 個別なケアを実施するための助産診断が示されている。
 - ⑭ 女性にとって必要とするケアの根拠が示されている。
 - ⑮ 助産計画は、女性のニーズが中心となり立案され、家族に充分に説明し合意が得られている。
 - ⑯ 助産ケアについては、必要に応じて産婦人科医師および嘱託医師、嘱託医療機関の医師、助産師など他の職種と話し合い、ケア提供する助産システムに関する規程が定められている。
 - ⑰ 助産事例は、カンファレンスや検討会を開催し、質を高める努力を行っている。
 - ⑱ 助産診断や助産計画は、見直され、修正されている。
 - ⑲ 助産ケアの計画を修正したことが記録され、他の助産師に伝達されている。
 - ⑳ 助産ケア基準を評価している
- 21 嘴託医師に対する契約書が整備され遵守されている。
- (3) 助産ケアの評価と質向上への努力
- ① 看護ケアを改善する取り組みが行われている
 - ② 助産ケア改善のためのカンファレンスが行われている。
 - ③ 嘴託及び嘱託医療機関の医師との合同検討会の開催、症例検討会へに積極的に参加している

11、苦情処理について

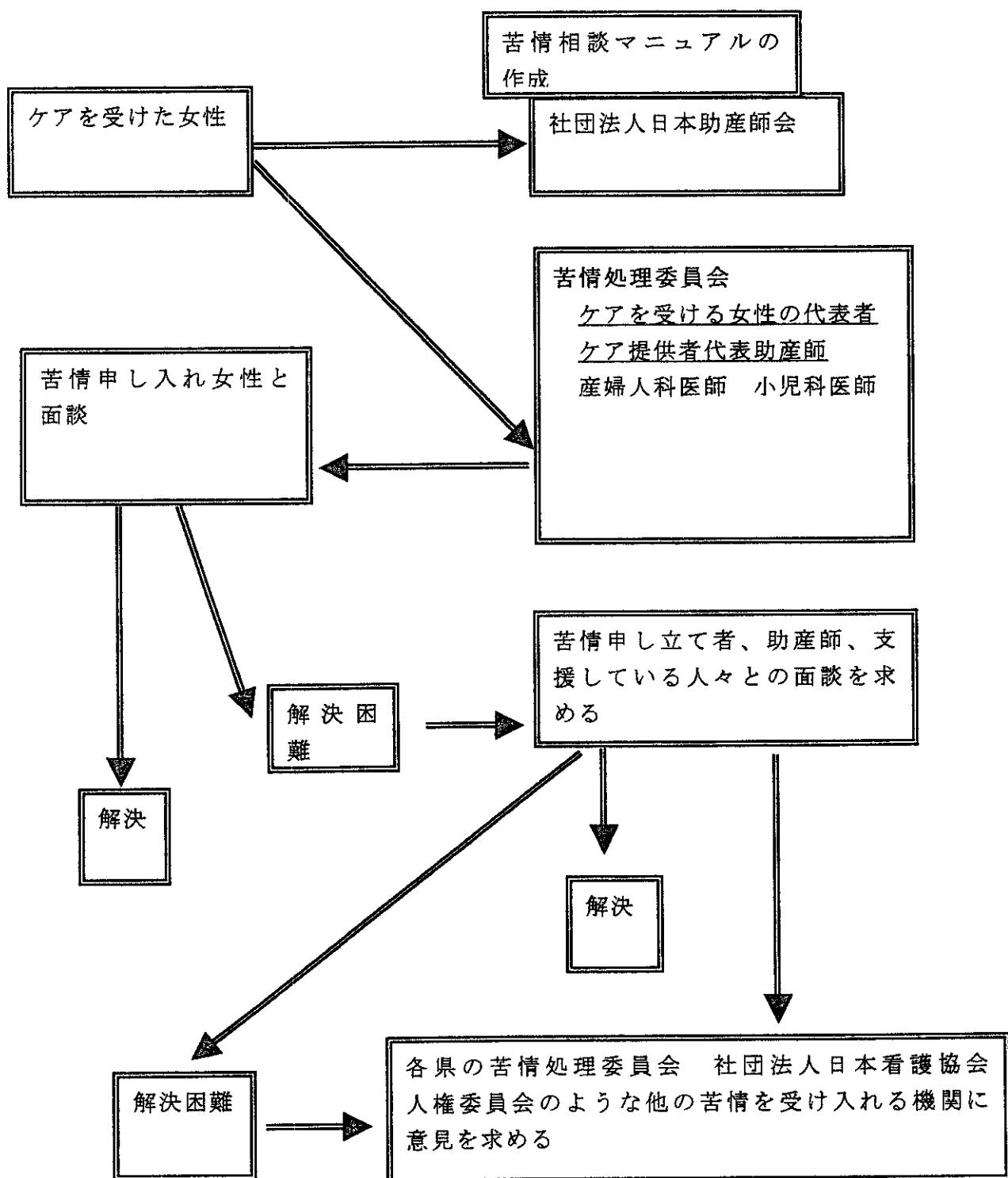
先ず、苦情の申し出がある場合は、担当の助産師が直接話し合うことが基本となります。女性の訴えを充分に聞き、実施した一連の業務内容や背景を十分に説明した上で、女性が何に不満を持ち、何を望んでいるのかを把握します。合意に達しない場合は、専門家に相談します。次に、手順案を示しています。なお、訴訟となった場合は、保健師、助産師、看護師法の業務規定にもとづき法律家の判断にゆだねます。

このような苦情処理は、職能団体として法律担当を設置し、取り組まれることが期待されます。申し立てのデータはデータベースとして集積し、全体の集計を行うことにより、助産ケア改善に資することが可能です。

しかし、助産師職能により集積されたデータは、第三者が評価ではなく、助産師自身の評価として役立てます。

ケア利用者である女性は、第三者評価機関に申し出るシステムも必要となります。女性の苦情の申し出は、医師、助産師等により組織された第三者で判断され、女性への相応の対応システムを持つことが今後の課題です。

苦情処理解決の手順（案）



法令文書の参照文献

容易に参照を行なうため、基本ルールを改定した重要な法令文書には脚注用の略号を以下のように付けた。

SI 1986 No 786^a

SI 1989 No 1456^b

SI 1990 No 1624^c

SI 1993 No 1901^d

SI 1993 No 2106^e

SI 1997 No 1723^f

SI 1998 No 2649^g

P8

助産師の規則

27 解釈^a

文脈に合わない場合を除き、ここでは以下の言葉はそれぞれ次のような意味を表すこととする。

★緊急^gとは

母子の健康または状態に、突然予想外の出来事が起り即座の応対処置を必要とする状況である。

★保健当局とは

a イングランドまたはウェールズでは、Health Authorities Act (保健当局法) 1995^bに書かれているものを意味する。

b スコットランドでは、National Health Service (Scotland) Act (スコットランド国民保健サービス法) 1978ⁱの第2項のもとに設立された a health board (保健局) を意味する。

c 北アイルランドではHealth and Personal Social Services (Northern Ireland) Order (北アイルランド保健福祉法令) 1972^jの第16条の下に設立された a health and social services board (保健福祉局) を意味する。

★地域の監督当局とは

法令の第15項(1)に助産師の地域の監督当局として記述されている団体。

★助産師の指令とは

欧州連合の指令 No 89/594/EEC^hによって修正されたように、法律で制定された条項の調整と助産師の活動の開始および実施に関する行政活動の規制に関する欧州連合の指令 No 80/155/EEC を意味する。

★母子とは

出産前後の女性とその児を意味し、「母子」と示した場合は出産前および分娩中の女性とその胎児または児の出生から産後期の終わりまでの母児を指す。「母」と「子」はその状況応じた意味を表わす。

★産後期とは

助産師が母子に継続して看護する必要のある分娩後10日以上28日以下の時期を意味する。

★就業助産師とは

産前、産中、産後の期間、専門家として女性を看護する助産師、助産師資格を必要とする職に就いている者、地域の監督当局に就業の意志を届け出た者を意味する。

★監督助産師とは

法令の第15(3)項に従って、地域の監督当局に任命された助産師を意味する。

P10

A 節

教育規則

28 登録簿の第 10 部に登録するための助産師教育

養成講座を受講する条件、教育課程の種類や基準がこれらの規則^{ac} のこの項に準じていなければならない。

29 教育課程の履修資格年齢

認可された教育機関における教育課程を履修することを許可される者は、教育課程の開始初日の時点で 17 歳 6 ヶ月に達していなければならない。例外として、国家委員会の推薦により UKCC が早期に受講を認め特定の教育課程があるが、その場合でも 17 歳未満であってはならない。

30 必須履修科目

- [1] 登録簿の第 10 部に登録するための教育課程を終えなければならないが、その受講の必要条件は、助産師指令のすべての必須項目を満たすことであり、以下のいずれかに当てはまらなければならない。
- (a) 最低五科目、そのいずれの科目も General Certificate of Secondary Education in England and Wales (イングランドおよびウェールズ 中等教育修了共通試験) で A, B または C の成績、General Certificate of Education of England and Wales の普通レベルで A, B または C の成績、Certificate of Secondary Education で 1 の成績のいずれかでなければならず、その中の 1 科目は英語またはウェールズ語で、もう 1 科目は理科でなければならない。^{ac}
 - (b) 最低五科目、そのいずれの科目も Scottish Certificate of Education (スコットランド 教育証明試験) の普通または標準レベルで 1, 2 または 3 の成績、または普通レベル(習熟度別クラス A, B または C) のいずれかでなければならず、その中の 1 科目は英語またはウェールズ語で、もう 1 科目は理科でなければならない。^{bg}
 - (c) 最低五科目、そのいずれの科目も General Certificate of Secondary Education in Northern Ireland(北アイルランド中等教育終了試験) で A, B または C の成績、Northern Ireland General Certificate of Education の普通レベルで A, B または C の成績でなければならない、その中の 1 科目は英語またはウェールズ語で、もう 1 科目は理科でなければならない。^{bg}
 - (d) UKCC がこの段落中の小段落(a)、(b)、(c) の内容と同等であると認めるようなほかの資格を持つ場合。
 - (e) UKCC に承認された教育分野の試験で特定の合格水準に達している場合。
 - (f) このような教育課程に参加できる教育水準を持つと UKCC が認める職業資格を持っている場合。
- [2] 上記の条件は第 1 部または第 12 部に登録された者には当てはまらないこととする。

31 教育課程

- [1] (a) 下記の(b)に当てはまらない場合は、教育課程の期間は短くとも 3 年で、1 年間に 45 週間のプログラムの学習を行なわなければならない。
- (b) 学生が既に登録簿の第 1 部または第 12 部に登録されている場合は、最低 18 ヶ月間教育課程を受講していなければならない。
- [2] 教育課程を履修している学生はその教育課程の終了まで、認可された教育機関で指導を受けなければならない。
- [3] 教育課程には助産実習期間が 1 期以上含まれていなければならない。その期間は UKCC が認可したそれぞれの教育機関に時に応じて UKCC から要請されたものである。
- [4] この規則の [1] の(a)で述べられている教育課程履修中の学生の身分は臨時雇いである。
- [5] この規則で臨時雇いの身分とは、学生は教育課程の一環としていかなる個人または団体とも助産ケア

の就業契約をしてはならない事を意味している。

32 休学

- [1] 教育課程を中断した助産学生は中断期間が、
 - (a) 3年未満の場合は、残りの教育課程を修了しなければならない。
 - (b) 3年以上の場合は、残りの教育課程と然るべき国家委員会が決定した追加の教育課程を修了しなければならない。
- [2] この規則の [1] の教育課程の中止の意味として、中止とは例年の休暇、制定法上の休日および祝日以外で欠席した期間を意味する。
- [3] 助産学の学生は所轄の国家委員会が要求する全ての条件を満たすことができれば、認可された他の機関に移る事ができる。移籍先は国家委員会の承認を受けて認可された機関であること、その移籍に関しては受入先の国家委員会が受け入れてくれること、そして国家委員会が要求した全ての条件を満たさなければならない。

33 登録簿の第10部に登録するための教育課程の成果

- [1] 教育課程の内容はUKCCが時に応じて要求することを満たしたものでなければならない。
- [2] 教育課程は、学生が登録時に助産師としての業務に対して責任と義務を果たせるような教育ができるような構想でなければならない。
- [3] 教育課程は、次のようなものでなければならない。
 - (a) 助産師指令の要請に合ったもの。
 - (b) 認可された教育機関で行なうもの。
 - (c) 助産学の学生が、産前、産中、産後の期間を通して、責任を持って自分で専門技術の進歩を図るように、また知識や技術が個人や団体の要求に応えられるように教育する。そして、学生が以下の目的を達成できるようにするものでなければならない。
 - (i) 健康管理に関する社会、政治、文化的要素を正しく認識し、健康増進についての助言を行なう。
 - (ii) 母子が身体的、情緒的、社会的に健全であることに、プラスにもマイナスにも影響しうる共通要素を認識し、適切な行動を取る。
 - (iii) 母子とその家族の身体的、情緒的、社会的、精神的、教育的な要求を満たすという領域で助産師がケアを評定、計画、実行、評価する能力を持つ。
 - (iv) 他の分野の勉強を始める事も含め自分自身の責任において行動を取り、必要な場合は援助を求めることができるようになる。
 - (v) 資格のある開業医が指示したケアを解釈し、引き受けれる能力を持つ。
 - (vi) 母とその家族に対して、また同僚や他の学問分野の人々に対して、適切で効率的な意志の伝達ができること。
 - (vii) 関連する文献や研究を使って助産業務の情報を提供することができる。
 - (viii) 多角的な専門家のチームの中でそのチームの全てのメンバーの役割を理解し効果的に働く能力を持つ。
 - (ix) 助産業務に関する法令の必要性を理解する。
 - (x) 助産業務に関する倫理的問題点や助産師の専門家としての業務に対する責任について理解する。
 - (xi) 他の助産師に適切な職務を割り当て、監督し、割り当てた職務を監視する。

34 学籍名簿^{ac}

- [1] この規則のこの項に基づいて、各々の国家委員会は承可された教育機関で教育課程を受けている全ての学生の名簿を保管しなければならない。
- [2] UKCCに認可された教育機関に出願した者が助産学生として受け入れられた場合は、その教育機関は

国家委員会に、教育課程の開始から 30 日以内に所定の申し込み用紙を用いて、その助産学生の名前を名簿に載せてもらう申込書を提出しなければならない。

35 試験

規則 6に基づいて登録簿の第 10 部に申し込む資格を得るために学生は、

- (a) 国家委員会が管理している学籍名簿に氏名を載せてもらわなければならない。
- (b) この法令の 31、32、33 に基づき必要とされる期間に、関連する教育課程を修了しなければならない。
- (c) 中断されていてもいいが、その法令の第 6 項(1)の(c)に従って、教育課程を修了した国の国家委員会が作成または実施した試験に合格しておかなければならぬ。そしてその試験は規則 33 に明記された助産師としての任務と役割を学生が果たすことが出来るかどうかを評価できるものでなければならない。

暫定規定 ^{acd}

これらの規則が実施される前に教育課程を受講し始めた学生への適用は、規則 35 の(4)の場合を除き、基本ルールは修正前のものとする。

P15

B 節

業務規則

36 就業意志の届け出

- [1] 助産師が地域の監督当局の区域で業務を行なう意志がある場合は、この規則の[2]の場合は受け入れられるが、助産師の業務開始前に
 - (a) その地域の監督当局に就業の意志があることを届け出なければならない。
 - (b) 助産師として継続して雇用される場合、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月某日の間に業務地域の監督局に継続して働く意志があることを通告しなければならない。また、規則 45(a)(i)に基づけば、この規則に記されているように 3 月某日はその地域の監督当局によって毎年公示されたものでなくてはならない。
- [2] [1] の条項はあるがこの届け出は、緊急の場合は業務を行なった後 48 時間以内であれば事後に行なってもよい。
- [3] 全ての届け出はその時に UKCC に指示された書式の中で要求されている事項が含まれなければならない。
- [4] 地域の監督当局は、この規則により受け取った届け出の原本を以下の通りこの法令 14(2)項に従つて UKCC へ送り通告しなければならない。
 - (a) 3 月の末までに就業意志を届け出た就業助産師については、毎年 4 月 30 日まで
 - (b) 前月中に届け出た就業助産師については、上記の(a)に従つて毎月 7 日まで

37 再教育コース

- [1] この規則の [2] に従つて、規則 36 に基づいて就業の意志を届け出た全ての助産師は、その届け出から 12 ヶ月以内にコースを修了するか、または国家委員会に認証されているこの規則の目的に合った適切な専門技術教育を受けた証拠となるものを提出しなければならない。
- [2] 就業意志の通告をした翌年から 5 年間、助産師が下記の (a) (b) (c) の条件に合う場合は、こ

の規則の〔1〕の必要条件を満たさなくてもよい。

- (a) 英国で助産師の資格を得た。
- (b) 〔1〕で言及している教育コースに参加した。
- (c) この規則の〔3〕または〔4〕に準じている。

また外国で資格を得た助産師で、国家委員会の資格試験に合格してはいないが登録簿の第10部に登録している助産師については、この規則の〔2〕(a)に関してはUKCCに助産師として登録しなければならないとしている。

- [3] 就業意思届を5年以上提出していない助産師は、業務を再開する前に国家委員会に承認されている最低4週間の理論と実践教育のコースを、認可されている教育機関で取らなければならない。このコースを終えるまで業務を再開してはならない。
- [4] 就業意志の届け出から5年の間に最低12週間の業務期間を持っていない助産師はこの規則の〔3〕に記されている教育コースを取らなければならない。
- [5] 助産師がこれまでに就業の届出をしていない場合、その助産師が外国で助産師として業務を行ったことを証明するものがあれば、この規則の〔3〕に記された教育コースを終了したものとしてこれを認める。
- [6] 例外的に、この規則の〔1〕に従い教育コースに参加しなければならない登録助産師の資格と経験を考慮して、地方監督当局の推薦があれば国家委員会は教育コースへの出席を1年未満の特定期間延期を認めることができる。
- [7] この規則で規定された教育コースに参加しない助産師については、監督助産師に報告されなければならない。そして報告を受けた監督助産師は所轄の国家委員会にそれを報告する義務を負う。その後、その国家委員会は適切な処置がなされるようにその事柄を調査しなければならない。

38 地域の監督当局による業務の停止

- [1] UKCCが制定した規則に対する違反の有無に関わらず、感染の拡大を防止するために必要な場合には助産師の業務を停止させることは地域の監督当局の義務である。
- [2] 地域の監督当局は、以下の手続きや調査が終わるまで業務を停止させる事ができる。
 - (a) 管理当局がUKCCに調査事例を報告している助産師
 - (b) Nurses, Midwives and Health Visitors (Professional Conduct) Rules (看護師・助産師・訪問介護士(職業指導)規則) 1993, SI 1993 No 893 で定義されているごとく、UKCCのProfessional Conduct Committee (職業指導委員会) の調査を受けている助産師
 - (c) Nurses, Midwives and Health Visitors (Professional Conduct) Rules (看護師・助産師・訪問介護士規則) 1993, SI 1993 No 893 で定義されているごとく UKCCのHealth Committee (保健委員会) の調査を受けている助産師
- [3] 法令の第15項〔2〕(b)により与えられた任務の取り消しを行なったり、またこの規則の〔1〕および〔2〕で与えられている助産師の業務を停止させる権力を行使する際に、地域の監督当局は、
 - (a) 速やかにその助産師当人に業務停止の決定およびその理由について書面で通知しなければならない。
 - (b) この規則の〔2〕で認められた停止について直ちにUKCCにその停止とそれについての理由を報告しなければならない。

39 健康診断を受ける義務^{ae}

地域の監督当局が感染の拡大防止のために必要と判断した場合は、就業助産師は登録開業医で健康診断を受けなければならない。

40 業務の責任と範囲

- [1] 就業助産師は産前、産中、産後の期間を通じて母子に助産ケアを提供する義務がある。
- [2] 緊急の場合を除き、就業助産師は、助産師として登録の有無に関係なく、訓練を受けていない業務や、現在の業務範囲を超える助産ケアの提供および処置を行なってはならない。
- [3] 緊急の場合、または産前、産中、産後に、母子に異常が明らかになり、その処置が自分の業務範囲外のものである場合には、登録開業医または必要な技術と経験を持っていると当然考えられるその他保健の専門家に電話連絡をしなければならない。

41 投薬および他の鎮痛処置

- [1] 就業助産師は、使用法、投薬量、投薬方法を習得している鎮痛剤を含む一部の薬剤しか投薬を行なってはならない。
- [2] 就業助産師は、管理が適切であると確信できる吸引装置による鎮痛剤と一部の薬剤しか投与してはならない。またその装置は、
 - (a) CE のマークが付いている。それがない場合は、
 - (b) UKCC が当面は助産師による使用が適當であると承認した型である。CE のマークの意味は Medical Devices Regulations (医療機器規則) 1994, SI 1994 No.3017 の中に定められている。
- [3] 臨床試験中の吸引鎮痛剤を含む新薬や装置に関しては、就業助産師は登録開業医の監督のもとでのみ使用できる。

42 記録^a

- [1] 就業助産師は、母子に行なった観察、ケア、薬剤または薬剤を用いない鎮痛処置について即座に、分かりやすく、詳細に記録してそれを保管しなければならない。
- [2] 以下の場合、この規則の [1] で言及されている記録を保管しなければならない。
 - (a) 助産師がその雇い主の指示に従って保健当局に雇用されている場合
 - (b) 地域の管理当局に承認された形式を取っている場合
- [3] 助産師は業務期間につけた公的記録の破棄または廃棄に一切加担してはならない（そのために公的記録と呼ばれているのであるから）。自分が記載した公的記録を安全に保管するのが不可能、または不都合になった場合は、その記録を地域の管理当局または雇用主である機関に移送し、移送した側もされた側もその移送の詳細を正しく記録しなければならない。
- [4] 保健当局または NHS (国家保健局) トラストによって雇用された助産師が退職する前には、その助産師は自分の公的記録を地域の監督当局に移送し、移送した側もされた側もその移送の詳細を正しく記録しなければならない。
- [5] 開業助産師が業務を終了する直前には、その助産師は自分の公的記録が必ず安全に保管されるようにしなければならない。またその記録を地域の監督当局に移送する事ができるが、移送した者もそれを受け取った側もその移送の詳細を正しく記録しなければならない。

43 院内および設備の検査^{ac}

- [1] 就業助産師は業務の方法、記録、設備、業務で使用する可能性のある居住部分を監督助産師、地域の監督当局、あるいはUKCC が検査するために、適切なあらゆる便宜を図らなければならない。
- [2] UKCC または UKCC に任命された公的機関からの助産業務官（就業助産師）が母子の私的居住部分以外で助産業務を行う施設の内部を時々検査するが、助産師はその検査を受け入れるために最大の努力をしなければならない。

44 監督助産師 ^{aef}

- [1] 法令の第 15 項(3)に従って地域の監督当局によって任命された者は、
- (a) 登録就業助産師でなければならない。
 - (b) また下記の(i)か(ii)のいずれかである。
 - (i) 就業助産師として 3 年間の業務経験があり、その 3 年のうちの少なくとも 1 年が任命される 2 年以内である。または、
 - (ii) 評議会によって要求される期間内に要求される以上の助産経験を持つ。
 - (c) 任命前の 3 年の期間内に下記の [2] に記されたコースを滞りなく終了していること。ただし、個々のケースにおいては、(特に EEA 国籍の人の場合、あるいは強制力のあるコミュニティ法の認める権利やコミュニティ協定に効力を与える条例を考慮して EEA 国籍の人と同様に好意的に扱われる資格を有する人の場合) 評議会が監督官として適切であると決定しなければならない。
- [2] [1] の(c)で言及しているコースは、
- (a) 国家委員会に承認されている機関で行なわなければならない。
 - (b) 100 時間以上の期間でなければならない。
 - (c) 助産師に以下のようないくつかの結果をもたらすように計画されたものでなければならない。
 - (i) 助産師を監督することでケアの水準を上げる方法を理解する。
 - (ii) 助産師業務および助産師の監督に関連した法令の適用を理解する。
 - (iii) 就業助産師のケアの水準を維持、向上させるために専門技術の援助ができる能力がある。
 - (iv) 助産師がその専門技術を向上させるために業務の経験を生かすよう促す能力がある。
 - (v) 監督助産師としての説明義務と専門家としての責任について理解する。
- [3] 監督助産師は規則の 9(2)(a)(ii)(aa)の条件の 1 部として、個々のケースで評議会がその学習を削減しても良いと判断した場合を除いて、任期の登録毎に助産師の監督に関わる最低 15 時間の学習を終了しなければならない。

45 地域の監督当局が行なう法律で定められた職務

- 各地域の監督当局は、以下の事柄についてその地域の就業助産師に少なくとも 2 年に 1 度、文書で次のことを公表しなければならない。
- a (i) 規則 36(1)(b)に従い、各地域の監督当局に就業意志の届けを出さなければならない 3 月中の締め切り期日
 - (ii) その通知を出すべき者の氏名と事務所
 - b (i) 各地域の監督当局が、明らかな違法行為の事例の調査方法
 - (ii) 法令の第 15 項(2)(c)に従って助産師に業務の停止をするかどうかを決定する方法
 - c (i) 監督当局が任命した監督助産師の一覧表
 - (ii) 助産師がその監督者にいつでも連絡をとれる方法の詳細
 - d 助産師業務を監督する方法
 - e 各地域の監督当局が作成した助産師業務に影響を与えるすべての政策

この文書中に述べられている様々な規則は UKCC の正式印が押されていて、下記の者の署名を得ている。

Alison Norman
会長

Sue Norman
行政長官/登録官

1998年12月

助産師の業務規範

P24

目次

はじめに

助産師の定義

助産師の活動

助産師の規則に直接関わる事柄

就業意志の届け出

再教育コース

業務の責任と範囲

規制医薬品の供給、所持、使用

規制医薬品の廃棄と譲渡

処方薬剤とその他の薬剤

民間療法薬または漢方薬の投与

規制医薬品の投与

記録と記録の保持

建物と設備

監督助産師

地域の監督当局

家庭出産

補足療法と代替療法

代理の手配

妊娠婦死亡、死産、新生児死亡

その他の関連法令

最後に

1998年12月現在でのUKCC精選出版物

P25

はじめに

- 1 助産業務の規範は、UKCC(英国看護・助産・訪問介護中央評議会)の水準と就業助産師としての職業上の業務に関するその他の必要条件やさらに詳しい情報を詳細に説明している。どのような環境で業務を行なったとしても、就業助産師としてあなた達は自分の行為について責任がある。どのような状況でも母子の安全と健康は最重要事項である。
- 2 就業助産師として、UKCCの助産師規則およびCode of Professional Conduct(業務規範)を遵

守しなければならない。また、あなた達は自分の業務に関連する UKCC の出版物のすべてに精通しているべきである。この小冊子の巻末にその一覧表が掲載されており、UKCC の出版物はすべて Distribution Department (販売部) , UKCC, 23 Portland Place, London W1N 4JT に書簡で連絡すれば無料で手に入れることができる。

助産師の定義

3 助産師の公式定義は最初、International Confederation of Midwives (ICM) (国際助産師連合) と International Federation of Gynaecologists and Obstetricians (FIGO) (国際産婦人科連盟) によって 1972 年と 1973 年にそれぞれ採択され、その後世界保健機構(WHO)に採択された。その定義は 1990 年に ICM によって修正され、それは 1991 年に FIGO、1992 年に WHO に批准された。定義は現在以下のような内容である。

「助産師とは、国によって正式に認められた助産学の教育課程に正規に入学して、規定の助産学のコースを無事終了し、助産師としての業務を行うために登録され、法的に許可を受けるために必要な資格を得た者、あるいは、登録が法的な許可のどちらかを得るために必要な資格を有する者のことである。」

「助産師は妊娠、分娩、産後の期間を通して女性に必要な監督、ケア、助言を行ない、責任を持って分娩の介助を行い、新生児および乳児のケアを行なう事ができる能力を備えている者でなければならない。このケアには予防措置、母子の異常な状態の発見、緊急時の医療援助の要請、単独での救急処置の実行が含まれる。助産師には女性に対してだけではなくその家族と地域に対しても健康相談や教育を行う重要な仕事がある。この仕事は産前教育と親になる準備、婦人科学のある分野や家族計画、育児にまで及ぶ。助産師は病院、医院、保健施設、本人の住居またはその他の勤務地で業務を行なう事がある。」

助産師の活動

4 助産師の活動は欧州連合助産師指令 80/155/EEC 第 4 条で次のように定義されている。
それは以下のようない内容である。

「参加国は助産師がすくなくとも以下の活動を行う資格を保障しなければならない。」

- *健全な家族計画の情報を提供し助言を行なう。
- *妊娠を診断し、正常な妊娠をモニターする。正常な妊娠の進展をモニターするのに必要な検査を行なう。
- *リスクを伴う妊娠の可能性を出来るだけ早期に発見する検査について指示または助言を行なう。
- *衛生と栄養についての助言を含み、親になる準備と出産の全計画を提供する。
- *適切な医療および技術により、分娩中の母親のケアと援助を行ない、子宮内の胎児の状態についてモニターリングを行なう。
- *会陰切開が必要な場合や緊急の場合の骨盤位分娩を含め自然分娩を介助する。
- *医師への転送を必要とするような母子の異常を警告する徵候を認識し、必要であれば医師の援助を仰ぐ。医師が不在の場合は必要な救急処置、特に子宮の触診が出来ればその後用手的に胎盤の除去を行なう。
- *新生児を検査しケアを行なう。万一の場合には必要なあらゆることに主導権を持ち、直ちに蘇生術を施す。
- *産後期の母親をケアし、その経過をモニターする。そして新生児が確実に最高の経過をたどれるように乳児に対して母親が行なうケアについて必要な全ての助言を行なう。
- *医師が指示した治療を行う。
- *必要な記録を全て保管する。

助産師規則に直接関係のある事柄

就業意志の届け出

- 5 規則の 36 を遵守するために、就業意志の届け出用紙に記入を済ませ、業務を行なおうとする地域の監督助産師に提出しなければならない。監督助産師は地域の監督当局 (LSA) の代行を行なう。LSA は 15 頁の監督助産師 30 で定義されている。1 ケ所以上の LSA で働いている場合は各 LSA の監督助産師へ就業意志届けを出さなければならない。
- 6 氏名、住所などが変わった場合には、あなた達は UKCC および就業意志届を出した監督助産師に変更届を行なう義務がある。届出を受けた監督者は次に LSA に報告する。

再教育コース

- 7 國家委員会はあなた達が地域で受けられる再教育コースについての情報を提供することができる。監督助産師はあなた達の要望に合った再教育コースの選択と選択科目について助言を与えることができる。あなた達が現在は英國以外の国で業務を行なっているが、いつか英国内で業務を行なう意思がある場合は、英国外で行なった助産業務の経験期間、そのタイプ、場所の記録を保管しておかなければならぬ。これはあなた達が英國への帰国を決めた場合國家委員会があなた達に適した再教育コースの条件を判断するのに役立つ。
- 8 2001 年 4 月までの移行期間中、再教育コースと登録後の教育および実践のための UKCC の水準に必要な学習とをどのように結び付けるかという事についての情報は Midwives refresher courses and PREP (助産師の再教育コースと登録後教育と実践) から得る事ができる。UKCC の Distribution Department (販売部) へ書簡で請求すると無料でその本が得られる。一般的な助言と PREP についての情報は、販売部から提供がある PREP and you から得られる。

業務の責任と範囲

- 9 あなた達は助産師として定められた業務範囲を守り、その業務に対して責任を持たなければならない。母子の要求はあなた達の業務における最優先事項である。母親は、助産師や自分のケアに関わるその他の専門家と充分に話し合いをした後で、自分の要求に基づいたケアを決定することができるべきである。あなた達は蘇生術など母子に対する救急処置を効果的に確実に行えるよう最新の医療技術を身につけていなければならない。
- 10 助産師が業務する状況は、家庭、病院、またはその他の場所で行なわれ、非常に多様である。助産師と登録開業医の責任は互いに関連し合って補足的であり、それぞれの開業医は助産師の業務について責任を持つ。助産師、登録開業医または母子のケアに参加するその他の人々がそれぞれの役割を相互に認め合うことによってはじめて、母子のためになる良いチームワークができる。母子のためになるケアを提供する際に効果的なコミュニケーションと協力を確実にするために、業務は決められた基準に基づいて行なわなければならない。
- 11 母親が要求していたタイプのケアに関して母親または児に、あるいはその双方に重大な危険があると判断した場合は、母親が充分な説明を受けた後に自分のケアについての決定ができるように、母親のケアに対する要求と選択肢について詳細な情報を与え、起こり得るリスクについての概略を述べ母親の希望について話し合わなければならない。あなた達はその話し合いについての詳細を記録しておかなければならない。母親があなた達の助言を拒否した場合、監督助産師からさらなる助言を得なければならない。この助言および情報を記録し、あなた達とその監督者の両者が連署しなければならない。必要であれば他の医療スタッフの援助も求めて、あなた達ができる限りの最高のケアを続けなければならない。

- 12 起こりうる危険が明確になった場合、または緊急の場合、母子に対して医療その他の援助が必要であるが、母親またはその配偶者がこれを拒否する場合がある。その場合、あなた達は母子のケアを継続し、できる限り迅速に監督者に相談し、その状況と取った処置について詳細な記録を行なわなければならない。全ての就業助産師が、定められた地域の政策を法的に許される範囲内で容易に知る事ができるようにするのは監督助産師の義務である。母子に最善のケアを提供するために、家庭出産や救急医療を含むどのような場面でも地域の政策はあなた達に援助を提供するものでなければならない。
- 13 あなた達には、これまでの助産技術教育で習得した能力を維持、向上させる責任がある。助産ケアの向上は助産師の仕事に不可欠な部分であるので、助産教育の初期の段階に組みこまれている。あなた達は新しい、高度な技術を使いこなせるようにしなければならない。助産学の再教育コースおよび登録後の教育と実践学習活動については12頁の再教育コースの8を参照のこと。
- 14 ケア以外の助産学および産科学における実践の向上のためにも、新しい技術を習得する必要があるだろう。しかし、これらの技術が全ての助産師にとって職業上絶対に必要というわけではない。そのような場合のために各雇用当局は、地域での取り決め、UKCCの要求、国家委員会の助言や指導に適合した政策をおそらく持っている筈である。あなた達は雇用者の政策をよく知っておく義務がある。新しい技術の習得が必要となった場合、どのような訓練や経験が必要であるかを決定する際に、あなた達は監督助産師に相談すべきである。

規制医薬品の供給、所有、使用

- 15 助産師による規制医薬品の所有と投与については the Misuse of Drugs Regulations (薬物誤用規定) 1985, SI 1985 No 2066, the Misuse of Drugs (North Ireland) Regulations (北アイルランド薬物誤用規定) 1986, SR 1986 No 52, the Medicines Act (薬物法) 1968 に書かれている。the Misuse of Drugs Regulations は助産師へのペチジン[およびその他 the Prescription only Medicines (Human Use) Order (ヒト用処方薬規則) 1997, SI 1997 No 1830 の計画 5 の第 3 部に挙げられている規制医薬品]の供給を供給申し込みの手続きを踏めば認めている。申し込み用紙は監督助産師から得る事ができる。
- 16 病院または施設で働く助産師による規制医薬品の投与は、各地域で決められた政策と正式な手続きを遵守していかなければならない。病院または施設で業務を行なう助産師がその地域で業務を行なう助産師と同じ方法を用いて業務を行なうかどうかは地域毎に決定する事ができる。

規制医薬品の廃棄と譲渡

- 17 Misuse of Drugs Regulations (薬物誤用規定) の規定 26 には、助産師に供給されていたが必要のなくなったペチジン[または Medicines Act (薬物法) 1968 に従って認可されたその他の規制医薬品]の廃棄を証明する手続きが含まれている。その廃棄は助産師によってなされるが、以下の権限を持つ者のうちいずれかの者の立会いの下でのみ行なわれる。
- *イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの監督助産師
*イングランドの地域の薬事官
*ウェールズの役所の薬事官
*スコットランドの保健局の薬事行政局長
*北アイルランドでは、the Misuse of Drugs Act (薬物誤用法) 1971 の下に厚生省に任命された検査官
*イングランド、スコットランド、ウェールズの医務官

*英国の Royal Pharmaceutical Society (英国薬学会) の検査官

*警察官

*Home Office (内務省) の薬物局の検査官

- 18 助産師が使う必要がなくなって保管している規制医薬品を、監督助産師ではなく薬剤の供給元である薬剤師または医務官に譲渡することに関する条項は Misuse of Drugs Regulations (薬物誤用規定) の中にある。

規制医薬品と家庭分娩

- 19 かかり付けの開業医から処方された規制医薬品が母親に直接供給された場合、その母親は（法令上薬物は母親の所有となる）未使用の薬物をすべて廃棄する責任がある。あなた達は薬物の廃棄について助言し、あなた達の面前で廃棄を行なうように提言しなければならない。また、未使用の薬物をそれ処方した薬剤師本人に返却するように母親に助言する事もできるがあなた達がそれを代行することはできない。あなた達はその薬物の性質および量と共に、与えた助言、取られた処置のすべてを母子手帳に記録しなければならない。

処方薬剤およびその他の薬剤

- 20 通常は開業医の処方によってのみ入手可能な薬剤のうち、Medicines Act (薬物法) 1968 の下で、就業助産師が業務に使用する場合に限り薬店の薬剤師または病院の薬局から供給される薬剤がある。これらの薬剤は the Prescription only Medicines (Human Use) Order (ヒト用処方薬規則) 1997, SI 1997 No 1830 の計画の 3 の第 1 部と第 2 部に挙げられている。

- 21 地域で業務を行なっている場合は、消毒剤、鎮静剤、鎮痛剤、局所麻酔剤、オキシトシン製剤、新生児および母親の蘇生のための認可薬剤を所有しなければならない場合がある。地域の助産師が使用できる特定の薬剤と規制医薬品の決定は、各地域で助産師の上司と医事および薬事のスタッフが協力して行い、地域の政策の一覧表に記載されなければならない。さらに詳細な情報については監督助産師から得る事ができる。あなた達は処方薬剤を供給元の薬剤師に返却した記録を行ない、薬剤師から領収書を得ておかなければならない。また処方薬剤およびその他の薬剤の廃棄を記録しておかなければならない。

民間療法薬または漢方薬の投与

- 22 民間療法薬または漢方薬は Medicines Act (薬物法) 1968 の認可の条項に準ずる。しかし、その法令が実施された時すでに市場にあったものはその効果、安全性、品質についての評価がなされないままに製品認可をうけている。あなた達は投薬に関する規則 41(1) の条件について確実に理解しておかなければならない。しかし、個人が選択して薬を服用する権利も尊重されなければならない。

- 23 母親が民間療法薬または漢方薬の服用を希望しており、現在現れているいろいろな症状に対して良い効果をもたらさない場合、あるいは処方薬の効果を弱めたり強めたりする可能性があるとあなた達が考えた場合、母親とその事について充分に話し合わなければならない。あなた達は母親の意見をよく聞いて彼女の利益を考えて行動し、関連する専門分野の開業医に連絡をとって助言を求めるべきであるが、また、女性の権利を侵害する事のないように充分に注意を払わなければならない。Medicines Act (薬物法) 1968 の条項を遵守していない補足療法および代替療法についての情報は 37 補足療法および代替療法を参照のこと。

規制医薬品の投与

- 24 規制医薬品および NHS (国家保健局) 指定のその他の薬剤を投与する場合、各地域で決められた保健当局の政策と手続きを遵守しなければならない。当局によってはこのような政策の中に、登録開業医である顧問医師や施設内での業務に助産師が規制医薬品の使用許可を与える主任助産師の署名がある服務規定が含まれてことがある。これらの薬物と薬剤は、地域で助産師が業務を行うために持っているものと同様であると考えられる。
- 25 あなた達が雇用されている機関の区域外や NHS の適用外で業務を行なう場合、規制医薬品およびその他の薬剤の供給、投薬、保管、譲渡、廃棄に関する事項については監督助産師の助言を求めなければならない。監督助産師は定期的に助産師が保管している規制医薬品および処方薬剤の記録を監査しなければならない。また、記録に食い違いがあれば、監督者は調査しなければならない。

記録とその保管

- 26 記録はあなた達の重要な業務の 1 つであり、助産師規則の 42 を遵守しなければならない。業務の水準を維持、向上させるために監督助産師は定期的にその記録を監査する。規則 42 によって、National Health Service (国家保健局) の外部で働く助産師が保管した記録の形式は LSA (地域監督局) に承認されなければならない。記録保管についての一般的な助言は、UKCC の販売部から無料で入手できる Guidelines for records and record keeping (記録および記録保管のガイドライン) に公表されている。
- 27 全ての重要な出産記録（例えば、全ての検査結果、処方用紙と投与された薬剤の記録を含む産褥期の母子のケアの記録など）は、25 年間保管しなければならない。非常に重要なそれらの記録に関する決定事項は新生児医療に関わるベテラン助産師および開業医の参加なしに地域レベルで行なってはならない。
- 28 地域レベルの政策決定に関わる人々は、保管された記録を必ず総括的なものにしなければならない。これには病院や地域の助産師の記録および妊娠、産褥期を通して母親が保管していたものも含まれる。Congenital Disabilities (Civil Liability) Act (先天性障害法) 1976 (17 頁の 40~41 参照のこと) の下に起こった裁判の判決のために、あるいは苦情が持ち込まれて調査が必要な場合に、その調査が容易に行なえるような記録でなければならない。

建物と設備

- 29 規則 43 によると、就業助産師の業務方法、記録、設備、助産師の住居内で助産業務に使用されるすべての部分は、監督助産師、LSA、UKCC によって検査されることがある。あなた達が地域で業務を行なっている場合は、LSA あるいはその代表として監督助産師が、その設備が業務に適切であると納得できるものでなければならない。

監督助産師

- 30 Nurses, Midwives and Health Visitors Act (看護師・助産師・訪問介護士法) 1997 は LSA によって助産師の監督についての条項を決めている。イングランドとウェールズの保健当局、スコットランドの保健局、北アイルランドの health and social services boards (保健及び福祉局) は LSA に任命されている。
- 31 UKCC は LSA の職務は就業助産師が請け負うべきであると LSA に奨めている。各 LSA がその組織的な取り決めを行うが、UKCC はこの職務を助産師の監督経験がある就業助産師に割り当てるのが最善策であり、LSA が最も適切に機能すると確信している。そのような就業助産師は任命を受けた責任ある官

吏として LSA レベルで配属されるべきであり、任命を受けた助産師と地域の看護師/助産師の主事との関係は特に重要である。

- 32 国家委員会は LSA にその職務執行についての助言と指導をする事を要求している。監督助産師はこの情報およびその他の LSA が持っている関連情報を入手できなければならない。LSA は助産師規則 44 に従って監督助産師を任命する。任命を受ける者は、保健当局内の経験のある助産師の中から、規則 44 で記述されている基準に沿って、この役目を引き受けるに足る訓練を受けている者が選出される。
- 33 効果的な監督を行なうために UKCC は LSA に各監督者は 40 名までの就業助産師を監督するべきであると奨励している。これにより、National Health Service (国家保健局) 内外で業務する助産師に効果的な監督と適確な援助を行なう事ができる。
- 34 助産師は助産師規則で必要とされている全ての事柄を監督助産師に連絡しなければならない。助産師と監督助産師はそれぞれの役目を通じて母子に最善のケアを提供するという共通の目的に向かって進まなければならない。助産師と監督助産師はどのような問題も共同で対処して行くために互いに効果的なコミュニケーションを図る責任が双方にある。監督助産師は助産師を、同僚、相談相手、助言者として援助しなければならない。これは、実践とケアの水準が維持され、それをさらに高めていくような前向きな職場での人間関係を促進するために非常に大切なことである。監督助産師は、当面の事態と密接に関連する問題が適切に取り扱われ解決されるために、同僚、LSA、保健サービスの政策決定を行なう人達と医療スタッフの間で効果的なコミュニケーションが行われるようにしなければならない。

地域の監督当局

- 35 規則 45 は、助産師の業務に関わる全ての政策と違法行為の申し立ての調査およびその決定方法について文書で最低 2 年に一度公表することを LSA に義務付けている。そのような政策は LSA によって各地域のすべての監督助産師に伝達されなければならない。監督助産師は LSA から得られる計画、政策、情報、指導をよく知り、できればその作成に参加すべきである。

家庭出産

- 36 助産師が家庭出産を介助する場合、必要な場合には登録開業医に移送して出産を引き受けもらえるか、あるいは待機してもらえるかを確かめておかなければならない。登録開業医は通常、登録開業医のリストがある英国の各地域では、その産科医リストの中から選出されなければならない。登録開業医の助言が得られない場合には、必要な場合に助言と援助が与えられるように、時間がある時に前もってあなた達の監督助産師とその状況について話し合い、合意し、適切な準備について記録しておかなければならない。

補足療法および代替療法

- 37 補足療法および代替療法の資格を得ている就業助産師の中には、その知識や技術を自分達の業務に取り入れたいと考えている者もいる。これには精油（香水の原料）や特定の器具などの使用が含まれる。これらの業務は、他のあらゆる業務を行う時と同様に、しっかりした基本ルールと出来るだけ多くの知識と技術の上に成り立っていることが不可欠である。そのような治療を行なうには母親の同意を得なければならない。また、その他のあらゆる業務を行なうときと同じように、そのような治療を行なうにはあなた達は専門家として説明責任を負わなければならない。

代理人の手配

38 助産師自身もまた助産師を雇用している機関も助産師の代理として就業助産師または登録開業医以外の者を業務代理としてはならない。助産学生、看護学生、医学生は、教育の一環として出産する女性の介護を行っても良いが（監督下で）、あなた達が助産学生または看護学生を監督している場合は、彼女等が行ったことのすべてにあなた達は責任を負っている。登録開業医は同様に医学生に対して責任を持つ。登録前の助産学生および看護学生に臨床的な仕事を斡旋することに関するガイドラインは、UKCC の販売部から無料で入手できる *A UKCC guide for students of nursing and midwifery* (UKCC の看護学生および助産学生の手引き) に書かれている。

妊娠婦死亡、死産、新生児死亡

39 あなた達が助産師として職務に就いている時に起こった妊娠婦死亡、死産、新生児死亡は全て監督助産師に報告しなければならない。

その他の関連する法律

先天性障害法（市民の義務）1976年

40 この法令はイングランド、ウェールズ、北アイルランド内で適応され、母親あるいは父親に課されたケアの義務不履行が子どもの受胎以前にあった場合または両親かそのどちらかがそのことを知っていた場合を除き、親としての義務である子供へのケアを怠ったことによって子供が被った障害に対して子供は賠償金を取り立てることができると規定している。このことから、出産に関わる記録の保持は特に重要であり、いかなる助産師もその記録を破棄してはならない。

41 スコットランドでは、スコットランドの法律委員会の報告である *Liability for antenatal injury* (妊娠期傷害責任) は、スコットランドの現行法と判例法はイングランド、ウェールズ、北アイルランド の上記の法律と同じ条項を定めていると強調している。

データ保護法 1984 年度

42 これは英國全土に適応され、個人についての秘密情報が法律で保護される事を保証するように求めている。登録なしにコンピュータに個人データを保管している者は法律違反を犯したことになる。一般国民はコンピュータに保管されている自分たちの情報へアクセスする基本的権利を有する。

保健記録法 1990 年度版へのアクセス

43 1991 年から患者はそれ以後に作成された現有の保健記録にアクセスする権利を持つようになった。これにより、そのような記録がコンピュータのラインの中に入れられるようになった。UKCC はこの法令および *Data Protection Act* (記録保護法) の中に含まれている記録に自由にアクセスする基本ルールを全面的に支援している。あなた達は患者に関する記録へのアクセスについて患者の権利を認識しなければならない。記録に使われる言語と専門用語の使用には十分注意すべきである。さらに詳細な情報と助言は UKCC の *Guidelines for records and record keeping* (記録および記録保管のガイドライン) から得ることができる

出生および死亡登録法と公衆衛生法

44 *Births and Deaths Registration Acts* (出生および死亡登録法) と *Public Health Acts* (公衆衛生法) のもとに、特定の事例の場合、あなた達は出生および死亡を戸籍官と然るべき医務官に届け出を行わなければならない。

出生届

- 45 児の生死にかかわらず、父親あるいは出生時または出生の6時間以内に立ち合った者が36時間以内に定められた医務官に出生届を行う義務があるが、通常は助産師がそれを行なう。届出に必要な用紙は各保健当局から得る事ができる。

出生の登録

- 46 父親または母親は42日以内（スコットランドでは21日）に出生および出産についての情報の登録を行なわなければならない。父親または母親がこれを行なわない場合は、助産師を含む出産に立ち会った者がそれを行なう事となる。

死産児の埋葬または火葬証明

- 47 登録開業医が死産に立ち会った場合、あるいは検死した場合、通知を受ける権利を持つ者（通常、父親か母親）に死産の証明書を出すのはその医師の法律で定められた義務である。登録開業医が死産に立ち会っていないが、死産をした女性のマタニティケアが登録開業医によってなされていた場合には、あなた達がその登録開業医に死産を知らせて死亡証明を作成してもらわなければならない。登録開業医がない場合にあなた達が死産に立ち会った時あるいは検死を行った時には、あなた達が証明書を作成しなければならない。知りうる限りまた確信が持てる限り、できれば証明書に死因と推定妊娠期間を記載すべきである。

- 48 埋葬または火葬のための死亡証明を死亡登録官または検死官から得る前や、スコットランドでは地方検察官から埋葬の指示が出る前に、死産の子どもを埋葬または火葬してはならない。状況によっては、証明書（同じ目的で使用される）は死産の届け出を受け取った戸籍官からもらうことになる。

死亡届

- 49 父親または母親が死亡届を行なう義務があるが、親族が届出をしない時には、助産師を含め死亡に立ち会った者にこれを行なう義務がある。出生と死亡の届出には：

*妊娠期間中にうまれた子どもで、分娩直後に呼吸または他の生命徵候が見られた場合は生産とみなされる。そのような子どもが出生後に死亡した場合、出生および死亡の届出がなされなければならない。
*妊娠24週以後に生まれた新生児で、分娩直後に呼吸または他の生命徵候を全く見せない場合は死産である。
*妊娠24週間より以前に生まれた新生児で、分娩直後に呼吸または他の生命徵候を全く見せない場合は出生しておらず死産でもないので届出の必要はない。

法律で生存可能と認められている妊娠週数に至る前の死産児

- 50 生存可能とされる法定上の週数（24週齢）前に子どもが死亡して生まれてきた場合、法律上はその出生を証明したり届け出たりする必要はない。しかし、両親がその子の葬式を行ないたいと思う場合には、出産を取り扱った医師または助産師から、その子が法律で生存可能とみなされる妊娠週数に満たない週数で出生し、生命徵候を全く示さなかった事を記述した証明または書簡を貰わなければならぬ。葬儀屋はそのような書類なしには埋葬または火葬のために胎児の遺体を受け付けてはならない。

陪審員制度の義務免除

- 51 就業助産師は助産師と直接関係がない法律の下では、陪審員制度の義務から免除させる。正看護師の免除も含むこの法律には以下のものがある。

England and Wales (イングランドおよびウェールズ) - Juries Act (陪審員法) 1974 C1.9 and part III, Schedule I